

広島県告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年六月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市東城町久代字浅倉山六二七八の一・六二七八の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六二七八の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）